

一般国道185号改築事業(安芸津バイパス)に係る
水除浜塩田跡石垣測量業務委託特記仕様書

(総則)

第1条 本特記仕様書は、一般国道185号改築事業(安芸津バイパス)に係る水除浜塩田跡石垣測量業務に適用するものである。

(作業基準)

第2条 本業務は、本特記仕様書に基づき実施するものとする。

(業務内容)

第3条 本業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 業務内容 別紙1のとおり
- (2) 業務場所 東広島市安芸津町風早(別紙2)
- (3) 履行期間 契約の日から令和2年10月30日まで
- (4) 現地作業実施日 履行期間内で指定した日(期間中1日または2日)

(工程表等の提出)

第4条 本業務を実施するにあたり、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 作業工程表
- (2) 業務着手届(業務完了後は業務完了届)
- (3) 現場代理人又は主任技術者通知書

(許可手続き等)

第5条 オルソデータ取得のためにドローン等を使用して撮影を行う場合、撮影にあたり関係法令等に基づく許可等の手続き等が必要な場合は受注者の責任において行うこと。

2 本業務現地作業中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対しては受注者がその責任を負い、一切の処置を講ずるものとする。

(履行期間中の資料等の保管)

第6条 本業務の実施により収集・作成された資料(写真・図面及びその他の記録物)については、本業務履行期間中は、乙の責任において適切に管理・保管しなければならない。

2 本業務の実施により作成された資料(写真・図面及びその他の記録物)については、許可なく他に利用してはならない。

(成果品)

第7条 乙は、本業務を完了したときは、別紙1に示した成果品を甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙から提出された成果品を検査し、当該検査の結果を乙に通知しな

ければならない。

3 乙は、前項の規定の検査に合格しないときは、直ちに修正して甲の検査を受けなければならない。

4 成果品の提出・修正に要する経費は、乙が負担するものとする。

(業務委託料の支払い)

第8条 業務委託料の支払いは、本業務完了後の一括払いとする。

2 乙は、前条第2項の検査に最終的に合格したときに、業務委託料の支払いを請求することができる。

(本業務完了後の資料等の取扱い)

第9条 乙が、本業務の実施により収集・作成した資料(成果品を含む写真・図面及びその他の記録物)の所有権及び著作権は、本業務完了後はすべて甲に帰属するものとする。

2 乙が、本業務の実施により収集・作成した資料(成果品を含む写真・図面及びその他の記録物)は、本業務完了後においても、甲の許可なく無断で公表し、また第三者に貸与及び使用させてはならないものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第10条 本業務に係る重要な指示等及び協議は、書面により行うものとする。

ただし、業務場所における詳細な指示等及び緊急やむを得ない事情がある場合は、口頭で行うことができるものとする。

(疑義の解決)

第11条 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、甲及び乙の協議のうえ決定するものとする。